

## 銃砲刀剣類の所持許可に関する各種調査の実施要領について（通達）

平成21年12月4日 警察庁丁保発第177号  
警察庁生活安全局保安課長から警視庁生活安全部長、各道府県警察  
本部生活安全部長、各方面本部長  
（参考送付先）各管区警察局広域調整担当部長あて

### （概要）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、銃砲刀剣類の所持許可要件の厳格化等の措置が講じられることになるが、改正法の趣旨を没却して、銃砲刀剣類の所持許可の申請に対する審査が不十分であるなど、これが適正に行われない場合には、所持許可を受けた銃砲刀剣類が凶器として使用される可能性があり、我が国の銃砲刀剣類の規制に対する国民の信頼を再び失うおそれがあることから、個々の銃砲刀剣類の所持許可に関する的確な判断を行う上で重要な役割を果たしている警察署における調査について、その実施要領及び留意事項を定めたもの。

内容については、おおむね次のとおりである。

### 記

#### 1 実施体制等

- (1) 警察署長は、調査の適正かつ円滑な実施のため、進ちょく状況を十分に把握し、的確な指揮を行うこと。
- (2) 生活安全担当課長は、トラブルを防止するため、調査に従事する者に対し、実施に当たっての留意事項、具体的な実施要領等についての的確に指示すること。
- (3) 調査において疑義が生じた場合等には、本部銃砲刀剣類行政担当課と協議するなど、連携を密にすること。このため、本部銃砲刀剣類行政担当課は、調査が適切に行われるよう、警察署に対して定期的に指導を行うこと。

#### 2 留意事項

- (1) 調査においては、銃砲刀剣類の所持許可の申請をしている者（以下「申請者」という。）に係る機微にわたる個人情報を取り扱うこととなることから、その内容が外部に漏れることのないよう万全を期すこと。
- (2) 周辺調査の実施に当たっては、特に支障がある場合を除き、原則として、

申請者以外の者に対して申請者が銃砲刀剣類の所持許可の申請を行っていることを告げた上で実施すること。このため、申請者に対して、あらかじめそのような調査を行う旨を、その必要性を含めて必ず説明すること。

## 別 添

### 銃砲刀剣類の所持許可に関する各種調査の実施要領

#### 第1 一般的な調査の要領

##### 1 面接調査

形式的、画一的な面接に終わることなく、個々具体的に行うとともに、言語、態度に注意し、無用の紛議を生じないように留意する。

##### 2 周辺調査

調査の対象は、同居親族、近隣居住者、家主等、勤務先・取引関係者、狩猟・射撃仲間、縁故者・友人、医師等とし、必要に応じ、実家等別居の親族、前住居地、前勤務先等について調査を行う。

調査に当たっては、調査の趣旨を明確に告げ、無用な誤解やトラブルを起こさないよう注意する。ただし、調査理由を明らかにすることにより、猟銃等が盗難被害に遭うなど、問題が生じるおそれがあると認められる場合はこの限りではない。

##### 3 各種照会

関係機関等に対する照会は、原則として「銃砲刀剣類関係事項照会書」(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第96条及び別記様式第78号)により行う。

#### 第2 調査の実施に当たっての着眼点

- 1 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合(法第5条第1項柱書)
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(法第5条第1項第2号)
- 3 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらすその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法第8条第16項に規定する認知症である者

(法第5条第1項第3号)

- 4 アルコール、大麻、麻薬、あへん又は覚せい剤の中毒者(法第5条第1項第4号)
- 5 自己の行為の是非を判別し、又は判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(法第5条第1項第5号)
- 6 住居の定まらない者(法第5条第1項第6号)
- 7 ストーカー規制法第2条第2項に規定するストーカー行為をし、同法第4条第1項の規定による警告を受け、又は同法第5条第1項の規定による命令を受けた日から起算して3年を経過していない者(法第5条第1項第15号)
- 8 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定による命令を受けた日から起算して3年を経過していない者(法第5条第1項第16号)
- 9 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者(法第5条第1項第17号)
- 10 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共安全を害し、又は自殺をす  
るおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者(法第5条第1項第18  
号)